

中期基本計画

私どもは 1992 年(平成 4 年)に武蔵野市によって設立された社会福祉法人(市の財政援助出資団体という位置づけ)で、法人は翌年 6 月から武蔵野障害者総合センターで事業を開始いたしました。その後事業は大きく広がり、このたびは武蔵野市の支援を受け障害者支援施設(入所型施設)を吉祥寺北町 5 丁目に開設することになりました。大変責任の重い任務であります、ご利用者の人生を支えられるようしっかり務めてまいりたいと思います。

さて、現在私どもは第 4 期の中期基本計画の策定に取り組んでいます。3 年ごとに振りかえり、次は「こうありたい」という思いを計画にして、それを実践につなげていこうとするものです。以前と比べると私どもが果たさねばならない領域が広がっていますが、そのためにも法人の基盤を強化し、機能を高めていくことが大きなテーマのひとつとなっています。

社会福祉法人の使命

少し話がさかのぼりますが、社会福祉法人という制度は 1951 年(昭和 26 年)の社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)によってつくられたものです。それまでの民間社会福祉事業は、財政基盤が大変弱く、厳しい状態が続いていたのですが、この制度によって公的助成が受けられることになり、国や行政の監督下で社会福祉の充実、発展がもたらされることになりました。

しかし近年は社会福祉法人への批判、すなわち与えられた事業をただ安穏と続けているように見える、努力が見えないなどの批判を受けるようになりました。国の規制緩和により福祉サービスを供給する主体は、企業、NPO など多岐にわたるようになり、社会福祉法人が国や行政の保護を受ける意義を問われるようになりました。

社会福祉法人が公益性、非営利性を骨子とした事業体です。そして、その使命は大きく 3 つあると私はとらえています。① ご利用者の支援の充実。人権を守りサービスの質の向上や環境改善に取り組むこと。② 地域社会の様々な課題に向き合い、様々な主体と協働してその解決をめざすこと。そしてそれらを通して福祉的なまちづくりの一翼を担っていくこと。③ 非営利組織としての経営力の発揮、すなわち福祉人材の育成、透明性の高い運営、そして有用な情報の発信、これらが私どもにとっての使命、役割だと考えます。

基金の設立

そのためには社会福祉法人としての自主性、自立性をより高め、本来の開拓性、先駆性を伸ばすことが肝要だと考えます。そこで必要となることのひとつが財政基盤の強化、資金調達です。私どもの収入構造は、ご利用者の支援や介護に対する国からの報酬と補助金(市や都)で成り立っております。もちろんこれまでもご寄付はいただいておりますが、それらはご寄附の目的にそって役立たせていただいております。

これからはそれを「基金」という形に集約して法人の財政基盤を安定させ、それによって継続的に、またより自立度を高めた活動を進めたいと願っております。市民や企業の皆さまからのご寄附を受けることで障害者支援施設、また新たな活動の創出などに活用していきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

(なお、ご寄付をいただいた場合には「税額控除制度」の適用を受け「寄付金控除」が受けられます。)

(平成 29 年 11 月)